（二段以上の目盛のある気象測器の検定）

**第十条**　二段以上の目盛のある気象測器の検定においては、各段の目盛について検査をし、そのうち一段の目盛が不合格となったときは、その気象測器は不合格とする。

（部分のみについての検定）

**第十二条**　気象測器の次に掲げる部分は、その部分のみについて検定することができる。

一　次に掲げる気象測器の感部

イ　（略）

ロ　露点式湿度計の露点計

ハ・ニ　（略）

二　（略）

三　次に掲げる気象測器の感部（その測定量をデジタル信号により伝送する型（以下「デジタル型」という。）のものに限る。）

イ～チ　（略）

リ‖貯水型雨量計

ヌ　積雪計

四・五　（略）

（検定の有効期間）

**第十五条**　法第三十一条の国土交通省令で定める気象測器は、次の表の上欄に掲げるものとし、その検定の有効期間は、同表の下欄に掲げるものとする。

| | |
|---|---|
| 液柱型水銀気圧計<br>アネロイド型気圧計<br>風杯型風速計<br>風車型風速計<br>電気式日射計<br>貯水型雨量計（自記式のものに限る。）<br>転倒ます型雨量計 | 五年 |

十五　風車型風速計（風速の変化によりプロペラ又は翼車の回転数が変化するという性質を用いて風速を測定するものをいう。）

十六　超音波式風速計（風速の変化により超音波の伝搬時間が変化するという性質を用いて風速を測定するものをいう。）

十七　電気式日射計（日射量の変化により当該日射を受けた部分の金属と日射を受けない部分の金属の温度差から生じる電力量が変化するという性質を用いて日射量を測定するものをいう。）

十八　貯水型雨量計（雨量の変化により受水器で受けた雨による貯水の深さが変化するという性質を用いて雨量を測定するものをいう。）

十九　転倒ます型雨量計（雨量の変化により受水器で受けた雨が一定量入るごとに転倒するますの転倒回数が変化するという性質を用いて雨量を測定するものをいう。）

二十　積雪計（積雪の深さの変化により超音波又は光の伝搬経路又は伝搬時間が変化するという性質を用いて積雪の深さを測定する雪量計をいう。）

二十一　複合気象測器（ラジオゾンデその他の前各号に掲げる気象測器の二以上が構造上一体となっているものをいう。）

（二段以上の目盛のある気象測器の検定）

**第十条**　二段以上の目盛のある気象測器の検定においては、格段の目盛について検査をし、そのうち一段の目盛が不合格となったときは、その気象測器は不合格とする。

（部分のみについての検定）

**第十二条**　気象測器の次に掲げる部分は、その部分のみについて検定することができる。

一　次に掲げる気象測器の感部

イ　（略）

ロ　露点式温度計の露点計

ハ・ニ　（略）

二　（略）

三　次に掲げる気象測器の感部（その測定量をデジタル信号により伝送する型（以下「デジタル型」という。）のものに限る。）

イ～チ　（略）

（新設）

リ‖積雪計

四・五　（略）

（検定の有効期間）

**第十五条**　法第三十一条の国土交通省令で定める気象測器は、次の表の上欄に掲げるものとし、その検定の有効期間は、同表の下欄に掲げるものとする。

| | |
|---|---|
| 電気式気圧計 | 十年 |
| 液柱型水銀気圧計<br>アネロイド型気圧計<br>風杯型風速計<br>風車型風速計<br>超音波式風速計<br>電気式日射計 | 五年 |